

令和 7 年度 稲荷町地内配水管布設工事（第 2 工区）
特 記 仕 様 書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、水道工事標準仕様書【土木工事編】2010（日本水道協会）及び埼玉県土木工事实務要覧(埼玉県土木工事共通仕様書)平成31年4月に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 令和 7 年度 稲荷町地内配水管布設工事（第 2 工区）
- ・工事箇所 飯能市稲荷町地内

（準備）

第3条 地下埋設物等の障害があると予測される場合または、設計と異なる点が認められた場合は、速やかに監督員と協議しなければならない。

（周辺環境保全関係）

第4条 本工事において、使用する建設機械（バックホウ、振動ローラ、ラフテレーンクレーン等）については、排ガス対策型建設機械・低騒音建設機械を使用するものとする。

（公害調査）

第5条 本工事において、公害に係る調査が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議したうえで、設計変更の対象とする。

（共通事項）

第6条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を保存する。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³ 以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t 以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額 100 万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³ 以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で 200t 以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額 100 万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 搬出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または、電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェスト A 票、B2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を掲示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に掲示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を掲示しなければならない。

（建設発生土の搬出）

第7条 建設発生土は、UCR（青梅地区（オ））（以下、UCR とする）の受入地に搬出し工事間利用を図るものとする。

ア 受入側工事 青梅市成木5-1390 採石場復旧工事

イ 土質及び処分量 第3種建設発生土 73m³

ウ 受入期間 令和7年12月～令和8年3月

2 UCR の利用にあたっては、受注者は UCR に土砂搬入申込書を提出し、手数料を支払い、整理券の交付を受け、UCR の指示に従い建設発生土を受入地へ搬出する。なお、実施にあたっては、監督員の指導を受けるものとする。

3 受注者は、500m³ 以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当窓口へ提出する。

4 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第8条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所 在 地
コンクリート	(株)丸宮	飯能市大字芦刈場475
アスファルト	(株)丸宮	飯能市大字芦刈場475

※ 上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものでない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- 2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進等に基づく再生資材利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（再生資材の利用）

第9条 下記の再生資材を、備考欄に該当する場合は利用すること。

資材名	規格	備考
再生密粒度アスコン	(13)	表層
再生粒調碎石	40mm以下	車道路盤等
再生切込碎石	40mm以下	車道及び歩道路盤等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

（創意工夫）

第10条 工事成績評定においての高度技術、創意工夫または地域社会への貢献(以下「創意工夫等」という)に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督員あてに提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとする。実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。

（設計図書の照査等）

第11条 本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督員に確認できる資料を書面により提出するものとする。本照査は、飯能市建設工事請負契約約款第18条に基づくものとし、設計変更の対象とする。

（住民への周知徹底）

第12条 工事施工に先立ち、地元自治会および住民等に対して、パンフレット等の配布や工事看板の設置等を行い、工事について、周知徹底を十分に図ること。

（配管技能者）

第13条 受注者は、工事着手に先立ち配管技能者の経歴書を写真とともに提出する。

2 配管技能者は、主に管の芯出し、据付け接合等を行うものとし、日本水道協会の配水管技能登録者（耐震）又は、それと同等以上の技能を有するものとする。

3 配管作業中は、常に配水管技能者登録証等を携帯し、配水管技能者であることが識別できるようにする。

（充水洗管作業）

第14条 充水・耐圧・洗管作業について、発注者から作業実施の連絡を受けた場合、協力するものとする。なお、配置する作業者については、管布設並びに弁類に熟練した作業者を配置すること。

（水圧試験）

第15条 日本ダクトイル鉄管協会発行のダクトイル鉄管布設工事標準マニュアルに基づき、管路水圧試験を実施する。

（関係者協議）

第16条 関係機関、地域等との調整を密に行うと共に、交通処理、安全対策には特に万全を期すこと。

（交通誘導警備員）

第17条 本工事の交通誘導警備員の配置については、以下のとおり施工箇所毎の人数を想定している。

全工種の施工について、交通誘導警備員 B、3 人/日。なお、これによりがたい場合は事前に協議すること。

（施工時期・施工時間帯）

第18条 本工事の工期は、契約書に明示された期間とする。

工事は、昼間施工（午前9時から午後5時）とする。ただし、天候、道路管理者等の指示や近接工事があるため、短時間となる場合や連日施工ができない場合がある。

（現場発生品）

第19条 現場発生品の運搬先については、以下のとおりとする。なお、これによりがたい場合は、協議の上で変更できるものとする。

＜現場発生品＞

飯能市大字小岩井 709-1 小岩井浄水場内の監督員が指定した場所

（その他）

第20条 施工する上で不明な点、施工数量等の変更や疑義がある場合は、その都度、監督員と協議するものとする。協議を行う際は判断を監督員に委ねるのではなく、必ず受注者の提案を添えること。